

## 出席停止の取り扱いについて

台東区立浅草小学校  
校長 瀧島和則

学校保健安全法施行規則の定める疾病（次頁参照）にかかった場合、出席停止になります。医師の許可が出るまでは登校できません。定めるとおりの期間、十分に休養させてください。出席停止措置の期間は欠席扱いにはなりません。

かかった可能性がある場合や診断された場合は、必ず学校にご連絡をお願いします。

医師の指示に従い休養し、登校の際には、出席停止解除願（下記）または治癒証明書（別紙）をお子様に持たせてください。ご不明な点は、学校にお問い合わせください。

●「出席停止解除願」は保護者が記入し、登校時に担任に提出するものです。

インフルエンザ、感染性胃腸炎（ノロウイルス）、新型コロナウイルス感染症 等

※病状によっては、医師の証明書を提出していただく場合があります。

●「治癒証明書」（別紙）は台東区内の医師会に加入している医療機関で無料で記入してもらうことができる複写式の用紙です。医療機関にて、治癒証明書を学校から受け取るよう指示があった場合には、お手数ですが学校でお受け取り下さい。

き り と り せ ん

## 出席停止解除願

※保護者が記入して登校時に担任へご提出ください。

台東区立浅草小学校長様

\_\_\_\_年 \_\_\_\_組 児童名 \_\_\_\_\_

主治医より登校許可がでましたので、出席停止の解除をお願いします。

1、出席停止期間

令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 ~ 令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

2、疾病名 ☒をつけてください。

☐インフルエンザ( \_\_\_\_ )型 ☐新型コロナウイルス感染症 ☐ (他: \_\_\_\_\_)

※インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の場合、下記もご記入ください。

①発熱した日 ( \_\_\_\_月 \_\_\_\_日) ②熱が下がった・症状が軽快した日 ( \_\_\_\_月 \_\_\_\_日)

3、受診医療機関

医療機関名  
住 所  
電話番号

令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

保護者名 \_\_\_\_\_

《学校保健安全法施行規則に定める感染症等》

|     | 感染症の種類                                                                                                | 出席停止期間の基準等                                     |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 第一種 | エボラ出血熱、クリミヤ・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白随炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、特定鳥インフルエンザ | 治癒するまで                                         |
|     | インフルエンザ                                                                                               | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで                  |
| 第二種 | 百日咳                                                                                                   | 特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで       |
|     | 麻疹(はしか)                                                                                               | 解熱した後3日を経過するまで                                 |
|     | 流行性耳下腺炎(おたふく)                                                                                         | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。    |
|     | 風疹(三日はしか)                                                                                             | 発疹が消失するまで                                      |
|     | 水痘(水ぼうそう)                                                                                             | すべての発疹が痂皮化するまで                                 |
|     | 咽頭結膜熱(プール熱)                                                                                           | 主要症状が消退した後2日を経過するまで                            |
|     | 結核                                                                                                    | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで              |
|     | 髄膜炎菌性髄膜炎                                                                                              | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで              |
|     | 新型コロナウイルス感染症                                                                                          | 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。              |
| 第三種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎                                                     | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで              |
|     | その他の感染症の例<br>溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎(ノロウイルス等)など                     | 条件により出席停止となる感染症であり、校長が学校医その他の医師の意見を聞き、期間を決定する。 |